

高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

概要版

健康で安心して暮らせるまちづくり

高齢者が地域の支え手として活躍できる環境や生きがいを持って社会参加できる仕組みづくりを行うと共に医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を図り、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現を目指します。

みんなで支え合う地域づくりをしよう
住み慣れた地域でいつまでも暮らしたい

この計画では・・・
団塊の世代が75歳以上を迎える令和7年が目前に迫るなか、置戸町の実態・課題を踏まえ、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現に向かって取り組むべき施策を示しています。

置戸町地域福祉センター「ほのか」
置戸町地域包括支援センター

介護保険や介護予防サービスをはじめ
保健・福祉・医療・権利擁護等様々な
相談に応じ支援を行う総合機関です。

お気軽にご相談ください。

住所/置戸町字置戸246番地の3

電話/52-3333（代表）

社会福祉係・健康推進係・介護保険係

高齢者福祉係・包括支援係

置戸町高齢者福祉サービスが閲覧できます



1 みんなで支え合う地域づくりをしよう

地域で生きがいを持ちながら最期まで安心して暮らし続けていくためには、地域住民や地域で活動する団体が地域づくりに参加し、互いに協力・連携することで地域の課題解決や助け合い活動を生み出すことが大切です。

今後、高齢者が健康づくり活動や介護予防活動に参加するだけでなく、地域の担い手となり活躍することで、みんなで支え合う地域づくりを目指します。

地域支え合い体制の構築

地域での多様な主体による支援の推進

最近ご近所さんと話をしましたか？
挨拶をする、カーテンの開け閉めを気にする、どうしているかなと気にかけてあう等、普段何気なくやっていることが「大切な支え合い」です。この支え合いの輪を世代を問わず、町全体に少しずつ広げていきましょう。

地域の集いの場の充実

身近にある気軽に集まれる場所、行きたい場所に参加し運動をする事、健康づくりの知識が得られたら、自然と介護予防につながります。地域の介護予防の取り組みはあなたの健康寿命をのばします。まずは身近な集いの場に参加してみましょう。

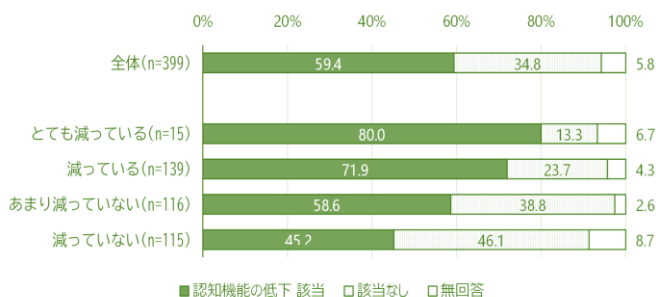
健康づくりと介護予防の一体的な推進

毎日の食事や運動等、日常生活の積み重ねがあなたの健康を左右します。また、健康に関心を持つことが介護予防の第一歩につながります。まずは健康診査や健康相談を活用し、自分の体を知ることから始めましょう。



閉じこもりの生活はやめて外出をしましょう

令和4年度に行った置戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では新型コロナウイルスが流行し始めた令和2年度に行った調査と比べても、外出が減っている人の割合が変わらないことがわかりました。外出を控えている理由としては「足腰の痛みがある」「外での楽しみがない」「コロナで外出を控えている」等の理由があげられています。下の表のように外出が減ることで認知機能の低下がある割合が高くなることがわかります。認知機能の低下を予防するため、外出をしましょう。



令和4年度に行った置戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では認知機能の低下リスク該当者は59.4%でした。外出の回数が減っているほど認知機能の低下リスクに該当する割合が高くなっていきます。

図表は外出の回数と認知機能の低下リスク該当者の割合

住み慣れた地域でいつまでも暮らしたい

高齢者が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けていくためには、個々のニーズや状態に応じて、医療・介護のサービスや多様な主体による福祉サービス等が一体的に切れ目なく提供されることが必要です。

地域の様々な主体と連携し、多職種による制度横断的な地域のネットワークの充実を図り、地域の課題解決能力を高めると共に身近な相談支援窓口である地域包括支援センターの体制強化や認知症施策を推進することで、高齢者とその家族等が安心して生活できる地域づくりを目指します。

相談支援の推進

地域包括支援センターの機能の充実 包括的な相談支援体制の構築

悩み事は1人で抱え込まずに誰かに相談しましょう。
地域に困っている人がいたら声をかけ、相談窓口につなげましょう。



認知症施策の推進

認知症の理解促進

認知症について学びましょう。
身近で心配な人がいれば相談窓口の紹介をしましょう。

認知症の人との共生と予防の推進

認知症の人の意向に沿った生活を送ることができるよう、見守り、声かけをしましょう。

地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備

在宅医療・介護連携の推進

治療や介護が必要になった時、どこで、どのような生活をしたいか身近な人と話し合っておきましょう。

介護サービスの適正な運用

介護が必要になった時に備えて、どのような介護サービスがあるのか等日頃から介護保険に関わる知識を身につけておきましょう。

在宅生活の継続支援

地域の見守り等により安心した生活を送る事や何かあった時に備えて準備をしましょう。
家族介護者の人は一人で悩まず相談しましょう。

多様なサービスの実施

置戸町で暮らしていくために必要なサービス・支え合いの仕組みをみんなで考えていきましょう。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

区分	所得区分		基準額に対する割合	保険料（年額）	
				保険料（月額）	
第1段階	・生活保護を受けている方		37%	19,980円	
	世帯全員が住民税非課税	・老齢福祉年金の受給者 ・年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		48%	1,665円
・年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方		25,920円			
・年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方		2,160円			
第2段階			68%	36,720円	
第3段階				3,060円	
第4段階	者がいる（世帯に住民税非課税本人が住民税非課税	・年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	87.5%	47,250円	
				3,938円	
第5段階		・年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	100% （基準額）	54,000円	
				4,500円	
第6段階	本人が住民税課税	・合計所得金額が120万円未満の方	120%	64,800円	
				5,400円	
第7段階		・合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	130%	70,200円	
				5,850円	
第8段階		・合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	150%	81,000円	
				6,750円	
第9段階		・合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	170%	91,800円	
				7,650円	
第10段階		・合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	180%	97,200円	
				8,100円	
第11段階		・合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	190%	102,600円	
				8,550円	
第12段階		・合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	200%	108,000円	
	9,000円				
第13段階	・合計所得金額が720万円を超える方	210%	113,400円		
			9,450円		

介護保険料のお知らせ

介護保険料の基準額を増額します

介護保険は、介護を必要とする人がそれぞれの支払い能力（所得）に応じた負担で介護サービスを受けられるように、社会全体で支えることを目的とした保険制度です。

第1号被保険者（65歳以上）の方の保険料は、置戸町が3年毎に見直しを行っており、令和6年度から令和8年度までの3年間に必要とされるサービス量を推計し、介護サービスに係る費用などから算出された基準額に基づき、所得に応じて決まります。

今回、介護保険料の見直しを行った結果、基準額を増額いたします。

令和6年度から令和8年度までの基準額 月額 4,500円

保険料段階が国の標準に合わせ変更になります

介護保険料は、それぞれ所得に応じた段階を設けて負担していただいております。住民税の非課税層に配慮した分を、課税層が支えることで成り立っています。

今回、介護保険制度を今後も持続させていくために、国において標準の保険料段階を増やし、課税層の保険料率（基準額に対する割合）を引き上げることで、その分を非課税層に分配する施策が示されました。このことに伴い、置戸町も国に合わせた保険料段階を現状9段階から13段階を増やし、基準額（月額4,500円）に対する割合を課税層分（第10段階～13段階）を引き上げ、非課税層（第1段階～第3段階）を引き下げています。

区分	基準額に対する割合	
	第8期	第9期
第1段階	40%	37%
第2段階	50%	48%
第3段階	70%	68%
第5段階	100% (基準額)	
第10段階	—	180%
第11段階	—	190%
第12段階	—	200%
第13段階	—	210%